

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める

政令案要綱

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十七号）の施行期日を平成二十七年八月十日とすること。